

議 長 日程第3「議案第40号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,831万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。令和2年度の介護保険事業の実績が確定し、一般会計繰入金金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の精算、償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の6、事業費補助金は65万4,000円の増で、歳出の町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金130万9,000円の2分の1を補助金として歳入するものでございます。

続きまして、款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金、以下、目の2、その他一般会計繰入金、目の3、地域支援事業費繰入金、目の4、低所得者保険料軽減繰入金を合わせて、補正額865万6,000円の減とし、先ほど一般会計補正予算で御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を減額するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、目の1、介護給付費繰入金、節の1、現年度分介護給付費繰入金

は、前年度における受入額との差額242万8,000円を補正して精算するものでございます。

その下、目の2、その他一般会計繰入金における職員給与費等繰入金、事務費繰入金につきましては、前年度実績により精算をするものでございます。

目の3、地域支援事業費繰入金、節の1、地域支援事業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金につきましては12.5%、またその下の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金につきましては19.25%分を受け入れることから、それぞれ実績に応じて精算をするものでございます。

款の7、諸収入、項の4、雑入、目の2、過年度収入は、第2号被保険者の介護保険料の過年度分につきまして、社会保険診療報酬支払基金より不足分の受入れをするものでございます。

款の8、項の1、目の1、繰越金は、前年度の実質収支が6,717万5,517円となり、予算額との差額2,717万5,000円を増額補正させていただきます。

次のページをお開きください。歳出について御説明をいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、介護保険法の改正に伴うシステム改修のため、町村情報システム共同組合への負担金を130万9,000円増額するものでございます。

項の2、徴収費、項の3、介護認定審査会費、款の2、保険給付費と、順番が少し前後しますが、次ページになります款の5、地域支援事業費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源の補正となります。

次ページにまたがりますので、1枚おめくりください。12ページ、13ページでございます。款の4、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金、目の4、償還金につきましては、令和元年度の実績額が確定し、特定財源を…令和2年度の実績額が確定し、特定財源を精算し、返還するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費は前年度実績額が確定したことによりまして、国庫負担割合は施設等給付費分15%、居宅等その他サービス給付費分の20%でございますので、合わせて過年度分の返還金として、その下、地域支援

事業についても介護予防・日常生活支援総合事業について、国庫が20%、支払基金には28%、県費には12.5%をそれぞれ負担割合により精算し、前年度交付の受入額の差額を今回返還をするものでございます。

款の6、予備費につきましては、前年度の繰越金補正分として、繰入金補正額及び償還金の差額を補正計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に昼食を取っていただき、午後1時から再開いたします。(11時36分)